

## 議案第51号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（ <u>市立幼稚園に係るものを除く。</u> 以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。